

介護職員等特定処遇改善加算についての公開

令和三年度
社会福祉法人志豊会

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（以下、特定加算という）を算定し、本年度の分配ルールを公開致します。尚、実績につきましては、実績報告と共に更新を致します。

職員を A、B、C、の 3 グループに分け、配分率は、

$$A > B$$

$$B : C = 1 : 0.5 \quad ※Bは1以上$$

と、なる様に配分し、Aグループには、年収440万円以上となる者を1人以上作ります。

【Aグループ】

- * 当施設において、10年以上の経験値を持ち、かつ相応の技能・能力が認められる介護課勤務の介護福祉士
- * 上記以外の者で、リーダー職以上の職責を担い、かつ相応の技能・能力が認められる介護課勤務の介護福祉士

【Bグループ】

- * Aグループに属さない介護課職員を、全てBグループとする。

【Cグループ】

- * A、Bグループに属さない職員を、全てCグループとする。
- * Cグループの内、正准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、施設介護支援専門員、相談員について、特定加算の支給対象者とする。

キャリアパス要件に基づき、任用、昇格、昇給を行う賃金体系です。

入職後のOJTを計画的に行う他、看取り、排泄講習などを実施し、また、ユニットリーダー研修他の必要な研修については、施設がその費用を負担しています。これら研修計画は、委員会を通じ、またはイントラネットの介護課フォルダー内に公開されることにより、介護職員が容易に確認可能です。

産休、育休取得者を応援し（実績：昨年度4名取得）、その職場復帰を支援します。

また、年度途中の採用やパート職員に対しては、按分を行いますが、Cのグループの週20時間未満の勤務者は対象外とします。

原則として、令和2年度から大きな変更点はありません。

尚、介護職員処遇改善加算Ⅰについては、介護福祉士とそれ以外の介護職員で、勤務形態も考慮し、配分しています。

前出の加算は、賞与（給与）の一部として加算（支給）されます。

以上